

受益者負担金

1. 下水道受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、快適で住みよい生活環境となりますが、こうした恩恵を受けられるのは、不特定多数の方々が利用できる道路や公園と違って、公共下水道が整備された区域の方々に限られています。

そこで、公共下水道が整備されることにより、直接利益をうける方に建設費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

この受益者負担金は、都市計画法第 75 条の規定に基づき、条例を制定して実施しています。

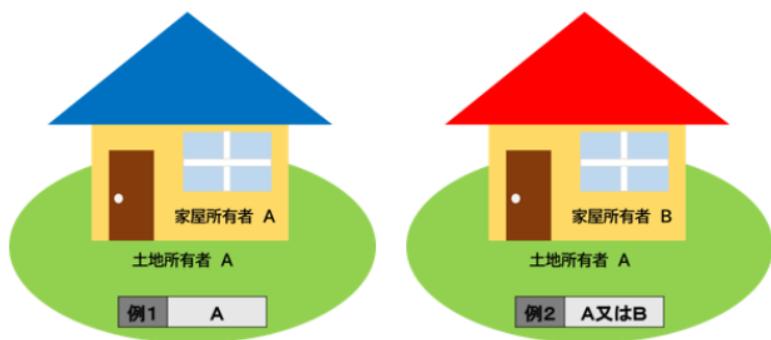
2. 負担金の対象となる土地

公共下水道が整備された区域内の土地となります。

3. 負担金を納めていただく方(受益者)

土地の所有者又は権利の継承者、もしくは、家屋の所有者となります。

負担金を納める人



4. 負担金の額

土地の面積にその排水区域(下記を参照)の単位負担金額(1㎡あたりの負担金額)をかけた額が、受益者負担金額になります。

排水区域の名称	主な地域	単位負担金額 (1㎡あたり)
富士見市公共下水道	市街化区域 一部の市街化調整区域	430円
	市街化調整区域	510円
富士見市特定環境保全公共下水道	南畑区域	510円

◇計算例〈単位負担金額(1㎡あたり)430円の場合〉

市街化区域内に180㎡の土地をお持ちの場合、180㎡×430円=77,400円となります。

5. 負担金の納付方法

負担金の納付は「分割納付」か「一括納付」を選択できます。

分割納付 3年に分割し、年4回の納期で12回に分けて納めていただきます。

一括納付 受益者負担金額の全額※を一時に納めていただきます。
※一括納付いただく場合、報奨金を差引いた額になります。

6. 一括納付と報奨金

初回の納付に一括で納付又は分割納付の途中で残金をまとめて前納する場合、納期前に納付した納期数、納付額に応じ、一括納付報奨金〔納付額の2%～12%（納期数による）〕が交付され納付額がお安くなります。

◇計算例（受益者負担金額が120,000円の場合）

（1期納付額）
120,000円 - 10,000円 = 110,000円 ⇒ $110,000円 \times 12\% = 13,200円$ （報奨金額）
120,000円 - 13,200円 = 106,800円（一括納付額）

納期残数により変わります。

7. 負担金の徴収猶予対象

- 田畑その他これらに準じる土地
 - 受益者が災害や盗難等によって被害を受けたとき
- ※受益者負担金徴収猶予の申請が必要です。

8. 受益者の申告

受益者負担金を「賦課する土地」が決まりますと、土地の所有者の方々に、あらかじめ土地課税台帳に基づいて「受益者申告書」を送付しますので、記載事項に間違いがないか内容を確認のうえ、提出していただきます。



富士見市
マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市建設部下水道課庶務担当
電話：049-251-2711